

令和4年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会

日 時： 令和5年 2 月 2 日(木)午後 3 時から

場 所： 市役所本館 8 階 第3委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出

5 諮 問

6 議 事

(1)報告事項

① 令和3年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 資料1

② 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 資料2

③ 令和5年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 資料3

(2)協議事項

① 令和5年度国民健康保険税の税率(案)について(諮問事項) 資料4

② 国民健康保険関連の条例改正について 資料5

③ 保健事業等の主な取組みについて 資料6

7 その他

8 閉 会

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう | あいさつで ふれあうよろこび 深める絆 |
| 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう | スポーツで 広がれつながれ 元気の輪 |
| 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう | ふるさとを 今よりもっと 美しく |
| 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう | たかめよう 交通マナーと 防災意識 |
| 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう | ふくいの魅力 学んで知って 広めよう |

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和5年2月2日現在

(任期: 令和4年6月21日～令和7年6月20日)

選出区分	所 属	氏 名
被保険者代表	み な み 地 区	ヤマダ ヨウコ 山 田 陽 子
	あ ず ま 地 区	カキナカ キヌエ 柿 中 絹 江
	九 頭 竜 地 区	デクラ ヒデオ 出 藏 英 雄
	足 羽 地 区	アワタ ケンイチ 栗 田 健 一
国民健康保険医 及び同薬剤師代表	(一社)福井市医師会	タナカ アキヨシ 田 中 章 善
	(一社)福井市医師会	ムラキタ ハジメ 村 北 肇
	(一社)福井市歯科医師会	ホリエ ケンイチ 堀 江 謙 一
	(一社)福井市薬剤師会	ウエハラ サトシ 上 原 敏
公 益 代 表	福井市自治会連合会	◎ マツヒラ ヒサヨシ 松 平 久 芳
	福井市社会福祉協議会	イノウエ ミツエ 井 上 満 枝
	福井市老人クラブ連合会	フジイ テルオ 藤 井 輝 雄
	福井市連合婦人会	○ タムラ ヨウコ 田 村 洋 子
被用者保険者代表	セーレン健康保険組合	タケウチ キヨミ 竹 内 きよみ
	全国健康保険協会 福井支部	ミゾブチ フミヒロ 溝 渕 文 宏

◎会長 ○副会長

令和3年度 福井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

歳入

- ・被保険者数の減少等から国民健康保険税が1.2%の減。
(被保険者数 R02 44,280人⇒ R03 43,417人)
- ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えはなく、保険給付費が例年の水準に戻ったことから、財源となる県支出金が7.2%の増。

歳出

- ・保険給付費は、上記の理由により、7.2%の増となった。
- ・令和3年度の決算は、歳入232億3,240万円に対し、歳出221億6,724万円となり、差引 10億6,516万円の黒字となった。
(前年度繰越金を除く単年度収支は3億5,344万円)

(歳入)

(単位：千円)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	対前年度 比較増減額
国民健康保険税	4,891,162	4,832,982	△ 58,180
使用料及び手数料	1,435	1,220	△ 215
国庫支出金	81,218	12,531	△ 68,687
県支出金	14,768,021	15,834,778	1,066,757
財産収入	5	5	0
繰入金	1,632,766	1,609,532	△ 23,234
繰越金	257,273	711,724	454,451
諸収入	213,536	229,633	16,097
歳入合計	21,845,416	23,232,405	1,386,989

(歳出)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	対前年度 比較増減額
総務費	289,428	279,217	△ 10,211
保険給付費	14,561,535	15,611,507	1,049,972
基金積立金	130,005	400,005	270,000
諸支出金	127,831	108,632	△ 19,199
共同事業拠出金	4	1	△ 3
予備費	0	0	0
保健事業費	130,605	146,311	15,706
国民健康保険事業費納付金	5,894,284	5,621,565	△ 272,719
歳出合計	21,133,692	22,167,238	1,033,546
会計収支(歳入合計－歳出合計)	711,724	1,065,167	353,443
単年度収支(前年度繰越金を除く)	454,451	353,443	△ 101,008
実質単年度収支(法定外繰入金を除く)	343,131	236,758	△ 106,373

歳入歳出差引残額 1,065,167 千円 を 翌年度に繰り越した。

令和3年度 福井市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算書

決算状況

歳入決算額は、124万円6千円、歳出決算額は113万1千円で、前年度に比べ歳入は172万6千円(58.1%)減、歳出は160万3千円(58.6%)の減となった。

歳入歳出ともに大きく減少した要因は、診療所の運営体制が令和3年9月から民間診療所による巡回診療に変更され、一般会計により運営されることになったためである。

(歳入)

(単位：円)

科目		令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	対前年度 比較増減額	備 考
診療 収入	国民健康保険診療報酬収入	107,429	67,725	△ 39,704	<<利用状況(R3.4~R3.8)>> 福井市中手町 上味見診療所 診療時間 毎週木曜日 13:45~15:15 診療日数 20日 延べ利用人数 57人
	社会保険診療報酬収入	4,480	0	△ 4,480	
	後期高齢者診療報酬収入	1,225,647	550,593	△ 675,054	
	その他の診療報酬収入	40,000	0	△ 40,000	
	一部負担金収入	180,570	81,310	△ 99,260	
	小計	1,558,126	699,628	△ 858,498	
使用料 及び 手数料	診断書手数料	0	0	0	
	保健衛生活動手数料	0	0	0	
	意見書作成手数料	0	0	0	
	小計	0	0	0	
財産収入		2,832	1,349	△ 1,483	国民健康保険診療所基金利子
繰入金		848,000	307,000	△ 541,000	国民健康保険特別会計繰入金
繰越金		563,189	238,133	△ 325,056	
諸収入		0	0	0	
歳入合計		2,972,147	1,246,110	△ 1,726,037	

(歳出)

(単位：円)

科目		令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	対前年度 比較増減額	備 考
総務費	一般管理費	1,709,290	878,564	△ 830,726	診療所管理費
医業費	医療器具費	0	0	0	
	医療用消耗品費	1,019,628	250,071	△ 769,557	医薬品費
	医業費	2,264	1,053	△ 1,211	諸検査費
	小計	1,021,892	251,124	△ 770,768	
基金積立金		2,832	1,349	△ 1,483	国民健康保険診療所基金積立金
予備費		0	0	0	
歳出合計		2,734,014	1,131,037	△ 1,602,977	

歳入歳出差引残額 115,073 円

なお、この残額は、福井市特別会計条例に基づき、一般会計に帰属し、翌年度へ繰り越した。

※福井市国民健康保険診療所基金(R3年度末残高 67,433,360円)については、名称を福井市診療所等基金に変更し、上味見地区を含む無医地区等の医療確保に関する事業の財源とした。

令和5年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について

県より、国から示された係数及び福井県国保運営方針等で定めた方法により令和5年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果の提示がありました。

1 令和5年度納付金額の概要（県全体）

令和5年度納付金額を令和4年度と比較すると、約 0.7 億円の増加。

（単位：百万円）

	令和4年度本算定	令和5年度本算定	増減
+			
保険給付費	50,161	50,249	88
+			
後期高齢者支援金	8,095	8,909	814
+			
介護納付金	2,816	2,721	▲ 95
-			
前期高齢者交付金	23,748	24,782	1,034
-			
その他公費等	18,586	18,785	199
-			
決算剰余金	1,029	535	▲ 494
納付金	17,709	17,777	68

- ・県の被保険者数は 0.5 万人減少。※令和5年度 12.8万人 ← 令和4年度 13.3万人（市の被保険者数は 1,427 人の減。※令和5年度 39,819 人 ← 令和4年度 41,246 人）
- ・後期高齢者支援金は 8.14 億円の増。
- ・福井県における令和3年度決算剰余金の活用 約 5.4 億円

2 本市の令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料総額

国保事業費納付金を支払うために被保険者に賦課すべき国保税額である標準保険料総額は約1,200万円増加。

表1：国保事業費納付金・保険料総額推移

（単位：円）

	令和4年度本算定	令和5年度本算定	増減
国保事業費納付金	5,461,396,672	5,501,308,748	39,912,076
標準保険料総額 （納付金の支払のために賦課すべき国保税額）	4,976,545,611	4,988,805,306	12,259,695

3 令和5年度標準保険料

(1)一人当たりの標準保険料

令和5年度の一人当たり標準保険料の本算定額は 125,287円で、
令和4年度 賦課額の 1 人当たり保険料 121,072 円より 4,215 円高い。

表2：1人当たり標準保険料推移

	被保険者数 （一般） 令和5年度推計 （人）	標準保険料総額 （円）	一人当たり標準保険料			
			令和4年度 賦課額 （R4.12月末時点） （円） A	令和5年度 本算定額 （円） B	増減額 （円） B-A	増減率 （％）（B-A）/A
福井市	39,819	4,988,805,306	121,072	125,287	4,215	3.5
	【参考】 被保険者数（一般） 令和4年度推計 （人） 41,246		【参考】 令和3年度 賦課額 （円） 124,271			

(2)県提示の標準保険料率と現行税率との比較

県が示す標準保険料率は、所得割：均等割：平等割の賦課割合を概ね 50：35：15 で設定されている。

一方、本市の現行税率は、県が示す標準保険料率と比べると、応能割（所得割）が高く、応益割（均等割・平等割）が低い。

表3：令和5年度標準保険料率

区 分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割		賦課割合		
	現行との差		現行との差		現行との差		所得割	均等割	平等割
医療分	6.65%	（▲ 0.55%）	28,464円	（ + 1,464円）	18,808円	（ + 2,608円）	49.53	35.03	15.44
後期支援分	2.82%	（ + 0.02%）	11,826円	（ + 2,226円）	7,814円	（ + 1,814円）	49.49	35.06	15.45
介護分	2.30%	（▲ 0.70%）	12,281円	（ + 1,281円）	6,037円	（▲ 363円）	49.50	35.16	15.34
医療＋後期	9.47%	（▲ 0.53%）	40,290円	（ + 3,690円）	26,622円	（ + 4,422円）			
医療＋後期＋介護	11.77%	（▲ 1.23%）	52,571円	（ + 4,971円）	32,659円	（ + 4,059円）			

表4：現行の保険税率

区 分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割		賦課割合		
	現行との差		現行との差		現行との差		所得割	均等割	平等割
医療分	7.20%		27,000円		16,200円		52.03	34.58	13.39
後期支援分	2.80%		9,600円		6,000円		53.06	33.45	13.49
介護分	3.00%		11,000円		6,400円		53.91	30.47	15.62
医療＋後期	10.00%		36,600円		22,200円				
医療＋後期＋介護	13.00%		47,600円		28,600円				

令和5年度国民健康保険税の税率（案）について

1 国保税改定方針

（1）基本的な方針

国保会計の単年度収支の均衡を保つよう毎年度、県が示す標準保険料を参考として、適切な保険税率を設定する。

（2）将来的な保険料水準の統一に向けた対応

令和3年3月に発表された第2期福井県国保運営方針において、将来的な保険料水準の統一に向けて各市町の税率を標準保険料率に近づけていく必要が示されている。

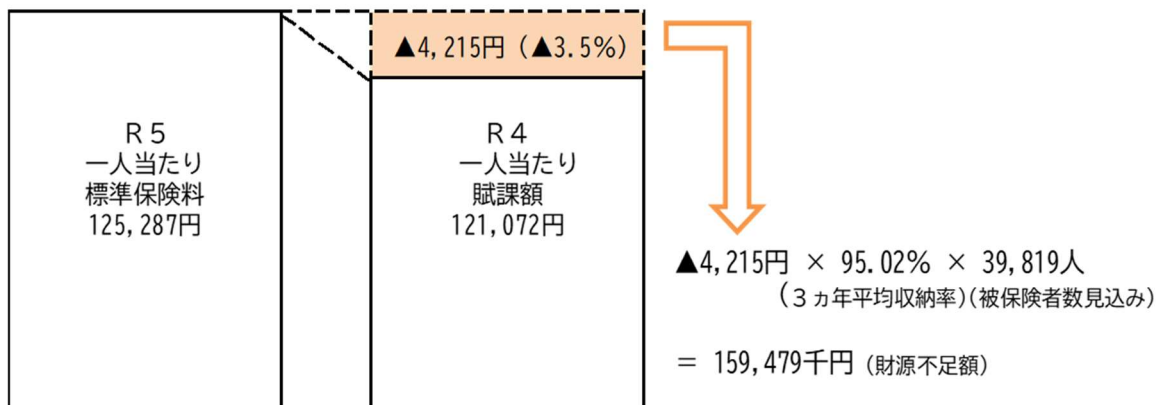
現行税率の賦課割合は、標準保険料率と比べると、応能割（所得割）が高く、応益割（均等割・平等割）が低いため、低所得者の負担を勘案しながら標準保険料率の賦課割合に近づけていく必要がある。

2 令和5年度の国民健康保険税の見通し

県から示された令和5年度の国保税として賦課すべき1人当たり標準保険料は125,287円で、4年度賦課額と比較して4,215円の増（+3.5%）。

現行税率を据え置いた場合、福井市国保全体では、159,479千円の財源不足が発生する見込み。

図1：現行税率を維持した場合の収支見込み



3 本市の1人当たり標準保険料（税）の推移と今後の見込み

新型コロナウイルス感染症による受診控え等の反動により、一人あたり診療費が増加していることや団塊世代の後期高齢者移行に伴い、後期高齢者支援金の負担額が大幅に増えるため、本市の1人当たり標準保険料も毎年増加する見込み。

表1：1人当たり標準保険料・保険料必要額比較

（単位：円）

	令和3年度本算定	令和4年度本算定	令和5年度本算定	令和6年度（見込み）	令和7年度（見込み）
1人当たり標準保険料	118,301	120,655	125,287	129,937	134,587

※標準保険料 納付金の支払に必要な額を集めるために賦課すべき国保税

※令和6～7年度の見込みは、福井県国民健康保険運営方針連携会議資料を参考とし、算出した。

4 本市の国民健康保険基金残高等の推移について

国保税収納率の向上により、税収が安定的に確保できているため、基金残高も増加している。

令和4年度末の国民健康保険基金残高は、令和3年度決算剰余金のうち600,000千円を積み立てることで、約1,248,691千円となる見込みである。

表2：国民健康保険基金等 年度末残高推移（見込み）

（単位：千円）

年度末残高					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険基金	18,664	118,668	248,673	648,678	1,248,691
繰越金	119,166	257,273	711,724	1,065,167	646,385
合計	137,830	375,941	960,397	1,713,845	1,895,076

5 本市の令和5年度の税率（案）について

（1）検討のポイント

- ① 現行税率で賦課した令和4年度一人当たり賦課額が、令和5年度一人当たり標準保険料を下回っているため、財源不足が生じる。
- ② 本市の国民健康保険は県単位化した平成30年度から黒字化し、安定的に運営できている。そのような中、被保険者は、コロナ禍や物価高騰で生活基盤を脅かされているため、基金等を活用した税額の引き下げについても検討する必要がある。
- ③ 長期的には、県が示す標準保険料の上昇と将来的な保険料水準の統一を見据え、年度間での急激な変動を抑えつつ、緩やかな上昇幅で税率を段階的に引き上げ、県が示す標準保険料率に近づけていく必要がある。
- ④ 基金残高は順調に推移しているが、景気の動向により収納率が低下する可能性は否定できないため、基金の取り崩しや繰越金の活用は慎重に行う必要がある。

（2）税率改正（案）

令和5年度に生じる約159,479千円の財源不足については保険税で賄うものであり、本来なら税率の引き上げが必要となる。しかしながら、4年度も会計収支は黒字の見込みで、年度末の基金残高も約1,248,691千円に増加する見込みとなっているため、基金等を活用し、現行税率を据え置いたとしても、国保運営への影響は一定程度に留まり、県が示す標準保険料を賄えると判断したため、税率の改正は行わないこととする。

国民健康保険関連の条例改正について

(福井市国民健康保険条例の一部改正について)

1 出産育児一時金の支給総額の増額について(第8条第1項)

(1)現状

国民健康保険の被保険者が出産(または、妊娠満 12 週以降の死産・流産)した場合、出産育児一時金として 42 万円(本来分 408,000 円、加算分 12,000 円)を支給している。

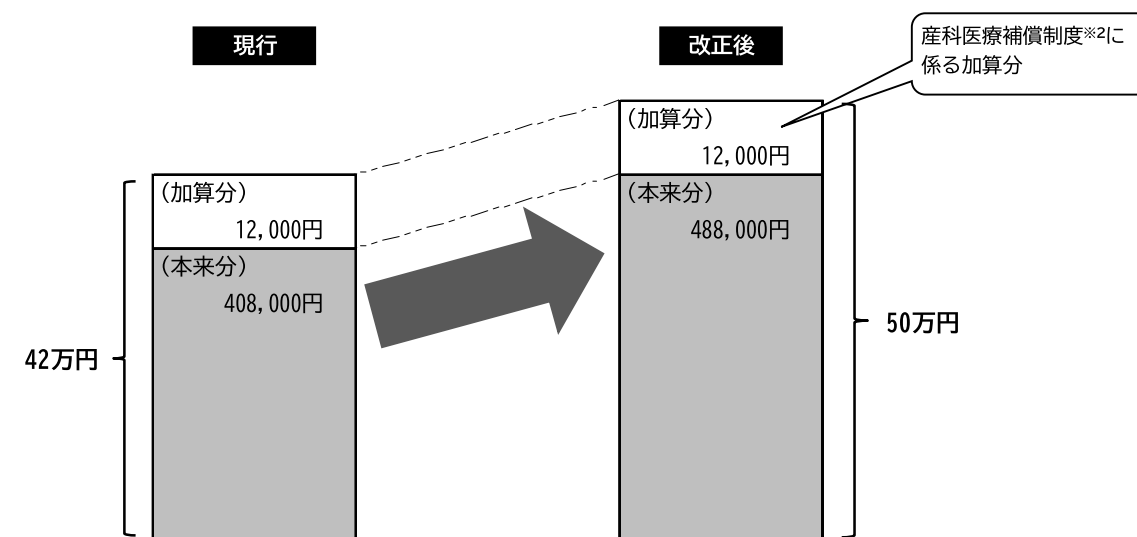
(2)改正内容

健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。)が一部改正※1され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例第8条に規定する額を「408,000 円」から「488,000 円」に改める。

※1 健康保険法施行令の一部改正

出産に係る経済的負担の軽減するため、出産育児一時金の支給総額を、現行の 42 万円から 50 万円に増額する。

《参考：出産育児一時金の見直しのイメージ》



※2 産科医療補償制度

分娩に関連して重度脳性まひを発症した子どもと家族の経済的負担を補償する制度で、この制度の掛金(12,000 円)は、出産育児一時金において加算分として支給されている。

(3)施行期日

令和5年4月1日

(福井市市税賦課徴収条例の一部改正について)

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて(第 119 条第 2 項、第 128 条)

(1)現状

低中所得者の負担軽減と保険税負担の公平化を目的として、国民健康保険税の医療 保険分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれに課税限度額が設けられている。

(2)改正内容

国民健康保険税の課税限度額を 104 万円(現行:102 万円)に引き上げる。

	改正後	改正前	増減
医療保険分	650,000 円	650,000 円	±0 円
後期高齢者支援金等分	220,000 円	200,000 円	+20,000 円
介護納付金分(※1)	170,000 円	170,000 円	±0 円
合計	1,040,000 円	1,020,000 円	+20,000 円

※1 介護納付金分 …… 40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ負担分

(3)施行期日

公布の日

2 国民健康保険税の軽減判定基準額に係る見直し(第 128 条第 2 項・第 3 項)

(1)現状

所得合計が一定基準以下の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る 7・5・2 割の軽減措置が設けられている。

(2)改正内容

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

軽減区分	改正後	改正前
7割軽減	世帯の所得が 43 万円以下	
5割軽減	世帯の所得が 43 万円＋ (被保険者数×29 万円)以下	世帯の所得が 43 万円＋ (被保険者数×28.5 万円)以下
2割軽減	世帯の所得が 43 万円＋ (被保険者数×53.5 万円)以下	世帯の所得が 43 万円＋ (被保険者数×52 万円)以下

(3)施行期日

公布の日

保健事業等の主な取組みについて

特定健康診査

- ・受診率は、対前年度比 0.4%減少

特定保健指導

- ・実施率は、対前年度比 0.6%減少

ジェネリック医薬品使用促進

- ・使用率は、対前年度比 増減なし

令和5年度の主な取組み予定

- ・第3期データヘルス計画策定
- ・特定健診未受診者に対し、通知による受診勧奨
- ・ポリファーマシー対策事業(令和4年度～継続)

1 特定健康診査

(1)受診状況(12月末現在)

特定健診対象者数 34,406 人 (R3:35,453 人)

目標受診率 43% (部局マネジメント)

年 度	R4 年度	R3 年度	前年度同期比
区 分	受診者数(実績)	受診者数(実績)	
個別健診	3,811人	3,887 人	-76 人
拠点健診	2,538人	2,818 人	-280 人
巡回健診	123 人	98 人	25 人
計	6,472 人	6,803 人	-331 人
受診率	18.8%	19.2%	-0.4%

※法定報告では、特定健診対象とならない人(妊産婦、拘禁者等)を対象者数から除外し報告するためマネジメントの目標に近い数字になる。

○令和3年度 部局マネジメント目標受診率 41%
法定報告受診率 30.3%

(2)主な取組み

① 自己負担金無料化

指定年齢者(40・45・50・55・60・65・70 歳)及び市民税非課税世帯の自己負担金無料化を実施

② 特定健診とがん検診の受診券を左綴じの同一冊子とし、2回(5月26日、6月10日)に分けて送付

③ 広報

- ・「ふくチャンネル」CM放送(通年)
- ・市政広報5月10日号掲載
- ・特定健診啓発ポスター掲示 334箇所(各公民館・指定医療機関・薬局・市県施設・団体等)
- ・行政情報モニター放送(市民ホール及びエレベーターホール設置)

- ④ 新規健診対象の 40 歳の人に対し、健診パンフレットの送付による受診勧奨（302 通）
- ⑤ 市医師会との連携による受診勧奨リーフレット配布（5,480 部）
- ⑥ 受診勧奨文面入り(裏面)封筒による保険証送付（27,584 通）
- ⑦ 7月までの新規国保加入者に対する受診券発送（134 通）
- ⑧ 未受診者に対する受診歴等に応じた受診勧奨通知発送（10 月 20,791 人）
- ⑨ 未受診者に対する再勧奨通知（1 月 15,871 人予定）
- ⑩ 在宅保健師による未受診者への電話勧奨 976 人（12 月末）
- ⑪ ショッピングセンター等での健診実施
(10/21 きらら館、12/19.20 ベル、2/2 エルパ予定)

⑫ 事業所健診結果提供依頼(1月～3月)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
事業所依頼数	368 事業所	398 事業所	準備中
情報提供人数	576 人	574 人	

⑬ 治療中の医療機関からの診療情報提供（10 月～2月）

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
情報提供人数	301 人	256 人	240 人 (11 月末現在)

2 特定保健指導

(1)実施状況(12月末現在)

特定保健指導目標実施率 34.4%（部局マネジメント）

区 分	動機付け支援	積極的支援	計	3 年度同期計
利用券送付数	389 人	116 人	505 人	579 人
初回面接実施者数 (うち当日面接)	75 人 (16 人)	11 人 (5 人)	86 人 (21 人)	102 人 (38 人)
初回面接実施率	19.3%	9.5%	17.0%	17.6%

○令和 3 年度 部局マネジメント目標実施率 33.0%
法定報告実施率 11.1%

(2)主な取組み

- ①自己負担金無料化
- ②人間ドック当選通知送付時に特定保健指導の利用勧奨チラシを同封（4 月）
- ③市医師会等による利用勧奨の協力及び国保連合会の在宅保健師による未利用者への勧奨を実施
- ④利用勧奨後に、特定保健指導を利用しない人へ再勧奨通知送付
- ⑤健診当日に、対象者に対し、特定保健指導の一部を実施（12 月末現在 21 人）
- ⑥啓発ポスター（健診機関 122 箇所）の掲示

3 一日人間ドック助成状況

・一日人間ドック

年度	定員	受診者	備考
R2	1,000人	695人	男性:366人 女性:329人
R3	1,100人	841人	男性:438人 女性:403人
R4		826人 (受診予定者数)	男性:421人 女性:405人

・脳ドック

年度	定員	計	備考
R2	160人	97人	男性:38人 女性:59人
R3		123人	男性:37人 女性:86人
R4		133人 (受診予定者数)	男性:49人 女性:84人

4 ジェネリック医薬品使用促進

(1)使用状況

目標使用率(数量ベース年度平均)80.0%

年度	2年度12月末	3年度12月末	4年度12月末
使用率	79.5%	79.1%	79.1%

(2)主な取組み

- ①ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付（12月末現在 4,179 通送付）
（500 円以上の差額、年6回奇数月送付）
- ②保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封（7月 27,584 通）

5 ポリファーマシー対策事業

レセプト情報から多剤重複投与等対象者を抽出し、個人ごとにその内容を被保険者に通知。
通知発送後、多剤重複投与等対象者の服薬状況の分析、改善効果等を測定する。

「服薬情報のおしらせ」の通知（令和5年1月5日発送 720通）